

(案) 並行輸入自動車審査要領

目 次

- 第 1 目的
- 第 2 届出書等の提出
- 第 3 届出書等の受理等
- 第 4 書面審査の審査期間等
- 第 5 書面審査
- 第 6 書面審査の決裁
- 第 7 現車審査
- 第 8 届出書等の保存期間

第 1 目的

本審査要領は、規程 2 - 1 3 (並行輸入自動車) に定める並行輸入自動車に係る審査(以下「現車審査」という。)並びに並行輸入自動車届出書及び添付資料の審査(以下「書面審査」という。)を適正に行うことを目的とする。

第 2 届出書等の提出

並行輸入自動車の新規検査又は予備検査(法第 7 1 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。以下「新規検査等」という。)の申請を行おうとする者(以下「届出者」という。)は、新規検査等に先立って、新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある検査部検査課又は事務所の長(以下「事務所長等」という。)に対し、第 1 号様式による「並行輸入自動車届出書」(以下「届出書」という。)に、表 1 に該当する資料を添付し、並行輸入自動車 1 台毎に 1 部を提出するものとする。

表 1 添付資料

資料名	区分	指定自動車等 と同一	指定自動車等 と類似	その他
1. 自動車通関証明書等(写)				
2. 指定自動車等との相違に関する資料				
3. 製作年月日判定資料				

4．車両諸元概要表			
5．車台番号又はシリアル番号等の解説資料			
6．外観四面図			
7．原動機等に関する資料			
8．排出ガス試験結果成績表			
9．熱害試験結果成績表（写可）			
10．技術基準への適合性を証する書面			
11．その他保安基準への適合性を証する書面			
<p>備考</p> <p>(1) 印は、必要な添付資料を示す。</p> <p>(2) 印は、必要な添付資料について、保安基準の適用を除外されている場合、道路運送車両法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けている場合又は5-3に省略できる旨が定められている場合には省略することができるものを示す。</p> <p>(3) 「指定自動車等と同一」又は「指定自動車等と類似」として区分できる範囲は、5-1-6に定める。 なお、「指定自動車等と類似」とは、「並行輸入自動車取扱要領について」（平成9年3月31日自技第61号）における「指定自動車等と関連あり」をいう。</p> <p>(4) 資料名1. から11. の詳細は、5-3に定める。</p>			

第3 届出書等の受理等

3-1 受理

事務所長等は、届出者から届出書及び添付資料（以下「届出書等」という。）の提出があった場合には、届出書等の記載事項を確認し、適当であると判断されるときは、これを受理する。

3-2 受付台帳への入力

事務所長等は、届出を受理したときは届出書に受付番号及び受付印を記載又は押印し、規程別添9「業務量統計システム報告要領」に定める業務量統計システム（以下「受付台帳」という。）に受付番号、受付年月日、車台番号又はシリアル番号等の入力を行う。

3-3 届出書等の取下げ

3-3-1 取下げ願いの提出

届出者は、届出書等の取下げを行う場合には、届出書等を提出した事務所長等に対し、第2号様式による「新規検査等に伴う並行輸入自動車の届出書等の取下願出書」（以下「取下願出書」という。）に必要事項を記載し提出する。

3-3-2 取下げ願いの受理

- (1) 事務所長等は、届出者から取下願出書の提出があった場合はその記載事項を確認し、適当であると判断されるときはこれを受理するとともに、届出者に届出書等を返却する。
- (2) 事務所長等は、(1)の処理をしたときは、受付台帳の備考欄に当該処理を行った旨（例： 年 月 日付け取下げ）を入力する。

第4 書面審査の審査期間等

4 - 1 書面審査の審査期間

- (1) 事務所長等は、提出された届出書等について、第5（書面審査）の規定に基づき、書面審査を速やかに行うものとする。
- (2) 書面審査の審査期間は、原則として届出書の受理日から15日以内とする。

4 - 2 書面審査終了の連絡

事務所長等は、届出者から届出書等が提出された際に書面審査の終了の連絡について必要か否かを確認し、必要と申告のあったものについて書面審査が終了した場合には、終了したことを届出者に速やかに連絡する。

4 - 3 書面審査の延長

事務所長等は、審査期間内に書面審査を終了することができない場合又は5 - 3 - 10 - 3 - 1（技術基準適合証明書の審査）（3）なお書きの規定により書面審査を保留する場合には、届出者にその理由を付して連絡する。

第5 書面審査

5 - 1 届出書（その1）の審査

5 - 1 - 1 届出者の氏名又は名称

届出者の氏名又は名称、住所、連絡先責任者及び連絡先電話番号は、明確に記載されていなければならない。

5 - 1 - 2 輸入者の氏名又は名称

輸入者の氏名又は名称及び住所は、自動車通関証明書等に記載されている輸入者のものと同じでなければならない。

5 - 1 - 3 車名

- (1) 「指定自動車等と同一」又は「指定自動車等と類似」に区分される並行輸入自動車の車名は、規程3 - 3 - 4（車名欄及び型式欄）の規定により、その指定自動車等の車名とする。
- (2) (1)以外の並行輸入自動車の車名は、規程3 - 3 - 4（車名欄及び型式欄）の規定により、現に存する車名とする。

この場合において、「現に存する車名」は、車台の製作者が付与した車名とし、次の規定を順次適用することにより判定する。

打刻届出書の提出のあった二輪自動車及び側車付二輪自動車（以下「二輪自動車等」という。）は、打刻届出書に記載されてい

る車名

車台番号又はシリアル番号の様式が指定自動車等と同一である並行輸入自動車は、指定自動車等の車名

車両識別番号（VIN）により車名を判断できるものは、その車名

以外の車台番号又はシリアル番号（プレートによる表示を含む。）の解説資料により車名を判断できる並行輸入自動車は、その車名

自動車製作者の製作証明書により車名を判断できる並行輸入自動車は、その車名

技術基準に適合している旨が記載されているラベル又は銘板により車名を判断できる並行輸入自動車は、その車名

外国の登録証又は輸出国の権限のある政府機関の証明書により車名を判断できる並行輸入自動車は、その車名

製作者のプレート又は資料により車名を判断できるものは、その車名

（３）（２）の規定によって車名を判定できない並行輸入自動車は、車名を「不明」とする。

（４）第７の現車審査において、次のいずれかに該当する場合は、（１）及び（２）の規定にかかわらず車名を「不明」とする。

当該並行輸入自動車の車台番号の字体及び様式が、車名判定を行った車台の製作者が製作する車台のものと明らかに相違している場合

二輪自動車等であって、車台の特徴が次のいずれかに該当する等、車台の製作者が製作する車台のものと明らかに相違している場合

ア、ハンドルポスト部又はフレームパイプの主要接合部が鋳物から鋳物以外に変更されているもの

イ、後輪にばねその他の緩衝装置を備えていないものであって、前輪の緩衝装置のみにより車両の緩衝機能を有するように車台の製作者により製作されたことが資料等（製作者の証明、カタログ又はその他資料等）により確認できないもの

5 - 1 - 4 型式

（１）「指定自動車等と同一」又は「指定自動車等と類似」に区分される並行輸入自動車の型式は、規程 3 - 3 - 4（車名欄及び型式欄）の規定により、当該指定自動車等の型式から排出ガス識別記号を除い

て、前後に「 」を付した型式()とする。

- (2) (1)以外の並行輸入自動車であって、打刻届出書の提出のあった二輪自動車等の型式は、打刻届出書に記載されている型式とする。
- (3) (1)及び(2)以外の並行輸入自動車及び車名を「不明」とした並行輸入自動車は、型式を「不明」とする。

5-1-5 車台番号又はシリアル番号等

車台番号又はシリアル番号等は、自動車通関証明書等に記載されている車台番号又はシリアル番号等と同一でなければならない。

5-1-6 指定自動車等との関連

5-1-6-1 「指定自動車等と同一」の範囲

次のいずれかに該当する並行輸入自動車は、「指定自動車等と同一」として区分することができる。

二輪自動車等以外の並行輸入自動車にあつては、当該並行輸入自動車と指定自動車等の構造・装置の相違が表2の相違項目欄のいずれかに該当するもの

二輪自動車等の並行輸入自動車にあつては、車台番号の打刻様式、打刻字体及び一連番号以外の型式等を表す打刻が指定自動車等と同一であり、かつ、当該並行輸入自動車と指定自動車等の構造・装置の相違が表2の相違項目欄のいずれかに該当するもの

【例】 車台番号の型式等を表す打刻の例

型式等を表す打刻

打刻様式

表2 「型式指定車と同一」として区分できる相違

相違装置等	相違項目
1 原動機	・最高出力、最大トルク又は圧縮比等の相違 ・気化器方式又は燃料噴射方式の相違 ・過給器及び吸気冷却器の有無の相違
2 動力伝達装置	・変速比又は減速比の相違 ・変速機(手動、自動)の相違
3 走行装置	・リムの材質、リムサイズ及びタイヤサイズの相違
4 かじ取り装置	・ハンドル位置(左ハンドル、右ハンドル)の相違 ・ハンドル径の相違 ・パワーステアリングの有無の相違
5 制動装置	・マスターシリンダの相違 ・倍力装置の有無及び種類の相違 ・ABSの有無の相違
6 灯火装置	・前照灯の4灯式、2灯式の相違
7 車体	・サンルーフの有無の相違 ・バンパーの相違

	<ul style="list-style-type: none"> ・後写鏡の取付位置の相違
8 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・長さ、幅、高さ、最大積載量、乗車定員、車両総重量の相違 ・遮熱板の相違（指定自動車等と同一箇所に取り付けられたものに限る。） ・排出ガス対策装置の相違（改善対策により触媒等が付けられたもの。） ・車両識別番号（VIN）における組立工場記号の相違 ・車両識別番号（VIN）における年式記号の相違 ・その他軽微な相違（例：側面方向指示器の形状等）

5 - 1 - 6 - 2 「指定自動車等と類似」の範囲

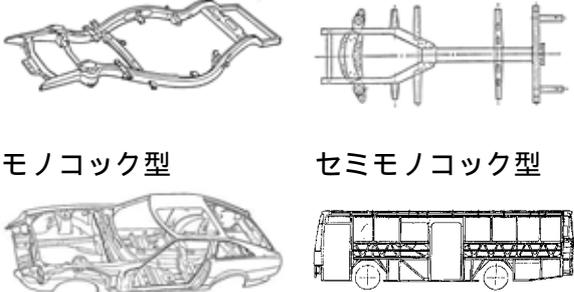
次のいずれかに該当する並行輸入自動車は、「指定自動車等と同一」と区分されるものを除き、指定自動車等と類似した構造・装置を有する「指定自動車等と類似」として区分することができる。

二輪自動車等以外のものにあつては、当該並行輸入自動車と指定自動車等の構造・装置の相違が表3の相違項目欄のいずれにも該当しないもの

二輪自動車等にあつては、車台番号の打刻様式、打刻字体及び一連番号以外の型式等を表す打刻が指定自動車等と同一であり、かつ、当該並行輸入自動車と指定自動車等の構造・装置の相違が表3の相違項目欄のいずれにも該当しないもの

表3 「指定自動車等と類似」として区分できない相違

「指定自動車等と類似」として区分できない事項	相違項目
1 種別(道路運送車両法施行規則第1条及び第2条の規定による。)	普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車
2 用途(「自動車の用途等の区分について」(昭和35年9月6日付け、自車第452号)による。)	乗用自動車、乗合自動車、貨物自動車、特種用途自動車
3 車体の外形	(1) 乗用自動車の場合 ボンネット、キャブオーバ、セミキャブ、オートバイ、側車付オートバイ (2) 乗合自動車の場合 ボンネット、キャブオーバ、リヤエンジン、アンダフロア (3) 貨物自動車の場合 ボンネット、キャブオーバ、セミキャブ、ダンプ、バン、ピックアップ、三輪トラック、三輪ダンプ、三輪バン、トラクタ、フルトレーラ、セミトレーラ、ドリー付トレーラ 等
4 車枠	梯子型 背骨型

	 <p>モノコック型 セミモノコック型</p>
5 軸距	モノコック型又はセミモノコック型自動車の軸距

5 - 1 - 6 - 3 「その他」の範囲

「指定自動車等と同一」及び「指定自動車等と類似」以外の並行輸入自動車は、「その他」と区分する。

5 - 1 - 6 - 4 改造により装置が変更されている並行輸入自動車

改造により装置が変更されている並行輸入自動車の指定自動車等との関連の判定は、変更後の状態で行う。

5 - 1 - 7 指定自動車等の型式等

「指定自動車等と同一」又は「指定自動車等と類似」に区分される並行輸入自動車にあっては、該当する指定自動車等の型式等が届出書に記載されていなければならない。

5 - 1 - 8 指定自動車等との相違点

「指定自動車等と類似」に区分される並行輸入自動車にあっては、当該並行輸入自動車と類似する指定自動車等の構造・装置についての相違項目（5 - 1 - 6 - 1表2の相違項目欄に掲げる相違を除く。）が届出書に記載されていなければならない。

5 - 2 届出書（その2）の審査

5 - 2 - 1 車台番号（シリアル番号）等様式の解説

当該並行輸入自動車の車台番号又はシリアル番号（プレート表示を含む。）の解説が届出書に記載されており、その記載内容は、添付資料により確認できるものでなければならない。

5 - 2 - 2 車台番号

（1）車台に打刻された番号であって、次のいずれかに該当するものを車台番号とする。

打刻様式及び打刻字体が指定自動車等の車台番号と同一と認められる車台番号

打刻届出書が提出された二輪自動車等にあつては、打刻届出書に記載されている車台番号

自動車製作者等の資料により、当該並行輸入自動車を特定できる車台番号

- (2) (1) 以外の並行輸入自動車及び車台の製作者が特定されず車名が「不明」となる並行輸入自動車は、規程 2 - 16 (車台番号等の打刻作業等) の規定により、職権による打刻が必要である旨を国土交通省へ連絡する。

5 - 2 - 3 原動機打刻等様式の解説

原動機の打刻番号及び鑄造浮出し(以下「原動機打刻番号等」という。)又はプレート表示の様式の解説が記載されており、その記載内容は、添付資料により確認できるものでなければならない。

5 - 2 - 4 原動機型式

- (1) 原動機型式は、次の規定を順次適用することにより判定する。

原動機打刻番号等の打刻様式及び打刻字体並びに総排気量が指定自動車等と同一の原動機は、指定自動車等の原動機型式。

打刻届出書が提出された二輪自動車等の原動機は、打刻届出書に記載されている原動機型式

容易に確認することができる原動機打刻番号等により総排気量を判定できる原動機は、当該原動機打刻番号等

原動機打刻番号等が容易に確認することができるものであつて、当該原動機打刻番号等に係る資料により総排気量を判定できる原動機は、その原動機打刻番号等

原動機打刻番号等が容易に確認することができるものであつて、当該原動機打刻番号等に係る資料により当該並行輸入自動車に搭載されている原動機であることが判定できる原動機は、当該原動機打刻番号等(8桁を超えるものは、1桁目から8桁目までの原動機打刻番号等とする。)

- (2) (1) の原動機であつて、原動機に表示されている原動機打刻番号等と原動機型式が読み替えにより相違しているものは、(1) から により判定する。

【例】

原動機打刻番号等

原動機型式

(読み替え)

(3) (1)及び(2)以外の原動機は、規程2-16(車台番号等の打刻作業等)の規定により、職権による打刻が必要である旨を国土交通省に連絡する。

5-2-5 原動機の総排気量

(1)原動機の総排気量は、次の規定を順次適用することにより特定する。
なお、次の規定により特定ができない原動機にあっては、その他方法による実測により総排気量を特定する。

5-2-4(原動機型式)(1)及び(2)により原動機型式の判定を行った原動機は、指定自動車等と同一の総排気量

原動機打刻番号等(プレート表示を含む。)に係る資料により総排気量を特定できる原動機は、その資料の総排気量

打刻、鋳造浮出し又はプレートにより総排気量が表示されている原動機は、その総排気量

車台番号又はシリアル番号等に係る資料により総排気量を特定できる原動機は、その資料の総排気量

資料又は実測によりシリンダー内径、ピストン行程及び気筒数が確認された原動機は、第3号様式(総排気量計算書)を用いて算定された総排気量

5-2-6 保安基準に適合させるための改善事項

保安基準に適合させるための改善事項がある並行輸入自動車は、その改善内容が届出書に記載されていなければならない。

5-3 表1(添付資料)に定める添付資料の審査

5-3-1 自動車通関証明書等(写)

自動車通関証明書等の写しは、次に掲げるものでなければならない。
また、原本を提示のうえ、これと照合したものでなければならない。

この場合において、複数の並行輸入自動車の記載がある二輪自動車等の自動車通関証明書等にあっては、自動車通関証明書等の写しに輸入者(打刻届出書にあっては、打刻の届出者)が原本と相違ない旨の記載又は原本を照合した旨の記載及び印鑑を押印し又は署名したものをもち、原本に代えることができる。

自動車通関証明書(自動車の車台又は原動機のみを輸入したものを除く。)

輸入申告書(受理印のあるものであって、自動車の車台又は原動機のみを輸入したものを除く。)

二輪自動車等の打刻届出書

5 - 3 - 2 指定自動車等との相違に関する資料

指定自動車等との相違に関する資料は、届出書（その１）の「指定自動車等との相違点」欄に記載された内容が確認できるものでなければならない。

5 - 3 - 3 製作年月日判定資料

製作年月日判定資料は、規程 2 - 5（製作年月日）の規定が確認できるものでなければならない。

5 - 3 - 4 車両諸元概要表

5 - 3 - 4 - 1 車両諸元概要表の様式

車両諸元概要表の様式は、次の区分毎に定める様式とする。

乗用自動車	第 4 号様式
乗合・貨物又は特種用途自動車	第 5 号様式
二輪自動車及び側車付二輪自動車	第 6 号様式
大型特殊自動車	第 7 号様式
被牽引自動車	第 8 号様式

5 - 3 - 4 - 2 車両諸元概要表の審査

車両諸元概要表は、当該並行輸入自動車の構造及び装置が適切に確認できるように記載されていなければならない。

5 - 3 - 4 - 3 車両諸元概要表の省略

「指定自動車等と類似」に区分され、届出書（その１）の「指定自動車等との相違点」欄に指定自動車等と相違する事項を車両諸元概要表に準じて記載したものを提出する場合は、車両諸元概要表を省略することができる。

5 - 3 - 5 車台番号又はシリアル番号等の解説資料

5 - 3 - 5 - 1 車台番号又はシリアル番号等の解説資料の審査

車台番号又はシリアル番号等の解説資料は、届出書（その２）の「車台番号（シリアル番号）等様式の解説」欄の記載内容が確認できるものでなければならない。

5 - 3 - 5 - 2 車台番号又はシリアル番号等の解説資料の省略

「指定自動車等と類似」に区分され、当該並行輸入自動車の車台番号又はシリアル番号等の様式が一連番号等を除き、指定自動車等と同一の場合には、車台番号又はシリアル番号等の解説資料を省略することができる。

5 - 3 - 6 外観四面図

外観四面図は、外観の形状を明確に確認できるものでなければならない。
この場合において、外観を確認することができる写真又はカタログをもって当該資料とすることができる。

5 - 3 - 7 原動機等に関する資料

5 - 3 - 7 - 1 原動機等に関する資料の審査

原動機等に関する資料は、次の項目が確認できるものでなければならない。

届出書（その2）の「原動機打刻等様式の解説」欄の記載内容
総排気量、最高出力及び最高出力時回転数

排出ガス試験結果成績表の提出があるものは、使用燃料、変速機
及び減速比

5 - 3 - 7 - 2 原動機等に関する資料の省略

(1) 当該並行輸入自動車は「指定自動車等と同一」又は「指定自動車等と類似」に区分され、当該並行輸入自動車に搭載されている原動機等の5 - 3 - 7 - 1（原動機等に関する資料の審査）に規定する項目が、該当する指定自動車等と同一である場合には、原動機等に関する資料のうち、同一である項目の資料を省略することができる。

(2) 次に掲げる事項が、第7の現車審査において確認できる場合には、原動機に関する資料のうち、該当する資料を省略することができる。

総排気量を特定するプレート又は原動機の鋳造浮出し

減速比を表示したディファレンシャル・ケース付近のプレート

又は刻印等

5 - 3 - 8 排出ガス試験結果成績表

5 - 3 - 8 - 1 排出ガス試験結果成績表の審査

(1) 排出ガス試験結果成績表は、「並行輸入等の輸入自動車に対する排出ガス試験の取扱いについて」（平成3年6月28日付け、地技第168号）に定める自動車排出ガス試験結果成績表であって、次に掲げる公的試験機関が発行した正本（試験を行った公的試験機関の印鑑が押印されているもの。）でなければならない。

財団法人日本自動車輸送技術協会

（住所）東京都千代田区麹町5 - 7

財団法人日本車両検査協会

（住所）東京都北区豊島7 - 26 - 28

(2) 排出ガス試験結果成績表の自動車車台番号（又はシリアル番号）欄に記載されている車台番号又はシリアル番号は、届出書に記載され

た当該並行輸入自動車のものとは一致していなければならない。

- (3) 排出ガス試験結果成績表に記載されている等価慣性重量は、届出書(その2)に記載されている当該並行輸入自動車の車両重量が該当する表4(排出ガス試験結果成績表の等価慣性重量)の車両重量の範囲に係る等価慣性重量と同一でなければならない。

表4 排出ガス試験結果成績表の等価慣性重量

二輪自動車等以外の自動車

ランク	車両重量(kg)	等価慣性重量(kg)
1	~452	500
2	453~577	625
3	578~702	750
4	703~827	875
5	828~1015	1000
6	1016~1265	1250
7	1266~1515	1500
8	1516~1765	1750
9	1766~2015	2000
10	2016~2265	2250
11	2266~2515	2500
12	2516~2765	2750
13	2766~3140	3000
以下500kgとび		

二輪自動車等

ランク	二輪自動車の車両重量(kg)	側車付二輪自動車の車両重量(kg)	等価慣性重量(kg)
1	~30		80
2	31~40		90
3	41~50		100
4	51~60	~5	110
5	61~70	6~15	120
6	71~80	16~25	130
7	81~90	26~35	140
8	91~110	36~55	150
9	111~130	56~75	170
10	131~150	76~95	190
11	151~170	96~115	210
12	171~190	116~135	230
13	191~215	136~160	260
14	216~245	161~190	280
15	246~275	191~220	310
16	276~305	221~250	340
17	306~340	251~285	380

	以下40kgとび
--	----------

(4) 排出ガス試験結果成績表に記載されている排出ガス量は、当該並行輸入自動車に適用される規程4-50(排気管からの排出ガス発散防止性能)の規定に適合していなければならない。

(5) 排出ガス試験結果成績表に記載されている総排気量、最高出力、最高出力時回転数、使用燃料、変速機及び減速比は、添付資料により確認できなければならない。ただし、5-3-7-2(原動機等に関する資料の省略)に該当する場合にあっては、この限りでない。

5-3-8-2 特種用途自動車の排出ガス規制

(1) 5-3-8-1(排出ガス試験結果成績表の審査)(4)の場合において、特種用途自動車には、自動車製作者が自動車を組み立て製作工場から出荷した状態の自動車(以下「ベース車」という。)に適用される排出ガス規制を適用する。

(2) 次のいずれかに該当する並行輸入自動車は、ベース車が乗用車であると判断する。

車両識別番号(VIN)が乗用車部門に区分されているもの

欧州経済共同体指令に基づき自動車製作者が発行する完成車の適合証明書(以下「COCペーパー」という。)の提出のあるもので、COCペーパーに記載されたカテゴリーがM1又はM2(乗車定員10人のものに限る。)であるもの

新型届出資料の車台番号又はシリアル番号の様式解説及び説明資料(カタログ等)により乗用車であると判定できるもの

当該並行輸入自動車に装着されている特種用途の設備を除いた状態で、「自動車の用途等の区分について(依命通達)」(昭和36年9月6日付け自車第452号)により乗用車であると判定できるもの

5-3-9 熱害試験結果成績表

5-3-9-1 熱害試験結果成績表の審査

(1) 熱害試験結果成績表は、5-3-8-1(排出ガス試験結果成績表の審査)(1)の公的試験機関が発行した正本又はその写し(試験を行った公的試験機関の印鑑が押印された正本を提示のうえ、これと照合したものに限り。)でなければならない。

(2) 熱害試験結果成績表に記載されている試験実施車両の車台番号又はシリアル番号は、当該並行輸入自動車のものと様式・記号(一連番号を除く。)が一致していなければならない。

ただし、車台番号又はシリアル番号の様式・記号の相違内容が「自

動車型式認証実施要領」(平成10年11月12日付け、自審第1252号)付則1自動車等の同一型式判定要領の別表第1自動車等の同一型式範囲に掲げる「型式を区分する事項」のいずれにも該当しないことが添付資料により確認できる場合にあつては、この限りでない。

- (3) 熱害試験結果成績表に記載されている等価慣性重量は、届出書(その2)に記載されている当該並行輸入自動車の車両総重量が該当する表5(熱害試験結果成績表の等価慣性重量)の車両総重量の範囲に係る等価慣性重量と同一でなければならない。

表5 熱害試験結果成績表の等価慣性重量

ランク	車両総重量(kg)	等価慣性重量(kg)
1	~562	500
2	563~687	625
3	688~812	750
4	813~937	875
5	938~1125	1000
6	1126~1375	1250
7	1376~1625	1500
8	1626~1875	1750
9	1876~2125	2000
10	2126~2375	2250
11	2376~2625	2500
12	2626~2875	2750
13	2876~3250	3000
	以下500kgとび	

- (4) 熱害試験結果成績表に記載されている試験結果は、細目告示別添47「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る熱害警報装置等の技術基準」に適合していなければならない。
- (5) 熱害試験結果成績表に記載されている総排気量、変速機及び一酸化炭素等発散防止装置は、提出された排出ガス試験結果成績表に記載されているものと同一でなければならない。

5-3-10 技術基準への適合性を証する書面

5-3-10-1 適用される技術基準

技術基準への適合性を証する書面は、次に掲げる技術基準のうち、当該並行輸入自動車に適用されるものへの適合性を証するものでなければならない。

細目告示別添1「大型貨物自動車の速度抑制装置の技術基準」

細目告示別添6「衝撃吸収式かじ取り装置の技術基準」

細目告示別添9「イモビライザの技術基準」

- 細目告示別添 10 「トラック及びバスの制動装置の技術基準」
- 細目告示別添 11 「アンチロックブレーキシステムの技術基準」
- 細目告示別添 12 「乗用車の制動装置の技術基準」
- 細目告示別添 13 「二輪車の制動装置の技術基準」
- 細目告示別添 14 「制動液漏れ警報装置の技術基準」
- 細目告示別添 15 「トレーラの制動装置の技術基準」
- 細目告示別添 16 「乗用車用プラスチック製燃料タンクの技術基準」
- 細目告示別添 17 「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」
- 細目告示別添 23 「前面衝突時の乗員保護の技術基準」
- 細目告示別添 24 「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」
- 細目告示別添 25 「突入防止装置の技術基準」
- 細目告示別添 27 「内装材料の難燃性の技術基準」
- 細目告示別添 28 「インストルメントパネルの衝撃吸収の技術基準」
- 細目告示別添 30 「座席及び座席取付装置の技術基準」
- 細目告示別添 31 「座席ベルト取付装置の技術基準」
- 細目告示別添 32 「座席ベルトの技術基準」
- 細目告示別添 34 「頭部後傾抑止装置の技術基準」
- 21 細目告示別添 35 「年少者用補助乗車装置の技術基準」
- 22 細目告示別添 36 「とびらの開放防止の技術基準」
- 23 細目告示別添 37 「窓ガラスの技術基準」
- 24 細目告示別添 78 「盗難発生警報装置の技術基準」
- 25 細目告示別添 80 「車室内後写鏡の衝撃緩和の技術基準」
- 26 細目告示別添 87 「サンバイザの衝撃吸収の技術基準」
- 27 細目告示別添 93 「連結車両の制動作動おくれ防止の技術基準」
- 28 細目告示別添 99 「歩行者頭部保護の技術基準」

5 - 3 - 10 - 2 技術基準への適合性を証する書面の種類

(1) 技術基準への適合性を証する書面は、次のいずれかの書面でなければならない。

技術基準適合証明書

技術基準の試験成績書

(2) (1) の「技術基準適合証明書」とは、当該並行輸入自動車は技術基準と同等とされている外国基準へ適合していることを証する書面であって、当該並行輸入自動車を製作した者が証明した書面の原本(当該書面が複数の自動車について証明している場合には、5 - 3 - 10 - 3 - 2 (技術基準適合証明書の真正性の照会)(3) 又はの書面)をいう。

(3) (1) の「技術基準の試験成績書」とは、当該並行輸入自動車に適用される技術基準の試験成績書の原本(当該試験成績書の原本の提示があった場合には、当該試験成績書の写し)であって、次の試験機関

が発行したものをいう。

財団法人日本自動車研究所

(住所) 茨城県つくば市荻間 2 5 3 0

独立行政法人 交通安全環境研究所が指定した表 6 の外国の試験機関

表 6 独立行政法人 交通安全環境研究所が指定した外国の試験機関

国名	試験機関名	住所	代表的な試験項目
米国	・ Calspan Corporation	・ 4455 Genesee Street Buffalo, NY 15225 USA	前面衝突時の乗員保護試験
	・ M G A Research Corporation	・ 5000 Warren Road Burlington, WI 53105	前面衝突時の乗員保護試験
	・ Transportation Research Center Inc.	・ 10820 State Route 347, East Liberty, OH 43319	前面衝突時の乗員保護試験 乗用車の制動装置試験
ドイツ	・ TUV Automotive GmbH	・ Daimlerstr.11, D-85748 Garching	前面衝突時の乗員保護試験 乗用車の制動装置試験
	・ TUV Kraftfahrt GmbH	・ Am Grauen Stein, 51105 Koln, Federal Republic of Germany	前面衝突時の乗員保護試験 乗用車の制動装置試験
	・ TUV Nord Strasseverkehr GmbH	・ Am TUV 1, D-30519 Hannover	乗用車の制動装置試験
	・ TUH Staatlich Technische Überwachung Hessen	・ Rudesheimer Str. 119, D-64285 Darmstadt	乗用車の制動装置試験
スペイン	・ IDIADA Institute For Automotive Research	・ L' Albornar-PO Box 20 E-43710 Santa Oliva	前面衝突時の乗員保護試験 乗用車の制動装置試験
フランス	・ Union Technique de L' Automobile du Motorcycle et du Cycle	・ Autodrome de Linas-Moutheville-BP212, F-91311 Montlhéry Cedex France	前面衝突時の乗員保護試験 乗用車の制動装置試験
オランダ	・ Vehicle technology and information centre	・ Europaweg 205, P.O.Box 777, 2700 AT Zoetermeer	乗用車の制動装置試験
英国	・ Vehicle Certification Agency	・ 1 The Eastgate Office Centre, Eastgate Road Bristol BS5 6XX, United Kingdom	前面衝突時の乗員保護試験

5 - 3 - 10 - 3 技術基準への適合性を証する書面の審査

5 - 3 - 10 - 3 - 1 技術基準適合証明書の審査

- (1) 技術基準適合証明書は、当該証明書が真正なものであることを確認できるように、製作者の名称及び所在地、車台番号並びに署名者の氏名、職名、所属、連絡先の電話番号及び F A X 番号が明記されたものでなければならない。
- (2) 事務所長等は、別表第 1 (同等外国基準等) に定める技術基準と同等とされている外国基準への適合性が記載され、かつ、その記載に係る証明が真正なものと判断できる場合には、当該並行輸入自動車技術基準に適合していると判断する。
- (3) 事務所長等は、別表第 1 (同等外国基準等) に定める技術基準と

同等とされている外国基準への適合性が記載されているが、当該証明書が真正なものであるか疑義がある場合には、自動車検査法人本部業務部業務課（以下「業務課」という。）へ照会のうえ判断する。また、業務課において判断できない場合には、国土交通省自動車交通局技術安全部技術企画課へ照会のうえ判断する。

なお、照会中は書面審査を保留する。また、この場合の処理期間は、原則として1か月以内とする。

5 - 3 - 10 - 3 - 2 技術基準適合証明書の真正性の照会

(1) 5 - 3 - 10 - 3 - 1 (技術基準適合証明書の審査) (3) による技術基準適合証明書の真正性の照会は、次によるものとする。

事務所長等は、技術基準適合証明書について真正性の照会が必要な場合には、第9号様式（技術基準適合証明書照会台帳(検査部・事務所用)）に必要事項を記入し、第11号様式（技術基準適合証明書の真正性の判定について(検査部・事務所用)）及び技術基準適合証明書の写し（原本を照合してその旨を記載したもの）を業務課あてに送付する。この場合、事務所にあつては管轄する検査部（沖縄、宮古及び八重山の各事務所にあつては、沖縄事務所）を経由して照会を行う。

業務課は、の検査部からの照会について国土交通省自動車交通局技術安全部技術企画課へ照会が必要な場合には、第10号様式（技術基準適合証明書の真正性の判定について（本部用））に必要事項を記入し、第12号様式（技術基準適合証明書の真正性の判定について(本部用)）及び検査部より送付された技術基準適合証明書の写しを送付する。

(2) 技術基準適合証明書の真正性の確認結果について、業務課又は検査部は、第11号様式（技術基準適合証明書の真正性の判定について（検査部・事務所用））に判定結果等の記載を行い照会元へ返付する。

(3) 真正性の確認ができた技術基準適合証明書であつて、複数の並行輸入自動車の記載があるものは、次により取り扱う。

事務所長等は、提出された技術基準適合証明書の原本に受付印を押印し、受付年月日、受付番号を記載する。

事務所長等は、の写しに原本を照合した旨の記載及び受付印の押印を行い、受付印による原本との割り印を行ったうえで、届出者に1部返付する。

届出者は、により返付されたものの写しに当該届出者の印鑑を

押印したものを、届出自動車毎に提出する。

事務所長等は、他の事務所長等からの照会に対応できるよう、技術基準適合証明書の原本を保管する。

他の事務所長等は、及びの取り扱いによる技術基準適合証明書の写しに疑義が生じた場合には、当該写しを返付した事務所長等に照会を行う。

【例】 技術基準適合証明書の取り扱い例

(原本)

Original technical standard compliance certificate form. It features a '写し' (copy) stamp in the top right corner and a '受付印' (receipt stamp) with a receipt number at the bottom right. The form includes fields for applicant information, vehicle details, and inspection results.

(写し)

Copied technical standard compliance certificate form. It features a '写し' (copy) stamp in the top right corner and a '受付印' (receipt stamp) with a receipt number at the bottom right. A red '原本確認済' (original confirmed) stamp is located at the bottom center. The form includes fields for applicant information, vehicle details, and inspection results.

(の写しに当該届出者の印鑑を押印したもの)

Copied technical standard compliance certificate form. It features a '届出者の朱印' (applicant's red seal) stamp in the top right corner and a red '原本確認済' (original confirmed) stamp at the bottom center. The form includes fields for applicant information, vehicle details, and inspection results.

5 - 3 - 10 - 3 - 3 技術基準の試験成績書の審査

(1) 技術基準の試験成績書は、次のいずれにも該当するものでなければならない。

「新型自動車の試験方法について」(昭和46年10月20日付け、自車第669号)の試験項目毎に規定されている試験成績書の様式であること

次の書面が添付されたものであること

ア 試験計測データ

- イ 試験自動車の試験実施前の写真であって、試験自動車の構造・装置と当該並行輸入自動車の構造・装置が同一であることが確認できるもの
 - ウ 試験実施後の試験自動車の構造・装置の状況が確認できる写真
- (2) 技術基準の試験成績書に記載されている試験自動車の車台番号又はシリアル番号は、当該並行輸入自動車のものと様式・記号(一連番号を除く。)が一致していなければならない。
- ただし、次の事項に該当する場合にあっては、この限りでない。
- 一致していない部位が表す構造・装置の相違が、5 - 1 - 6 - 1の表2(同一として区分できる範囲)の相違項目欄に示す相違の範囲内であるもの
 - 一致していない部位が、原動機の相違(総排気量、燃料の種類等の相違を含む。)を表しているもの
- (3) 制動装置に係る技術基準の試験成績書については、試験自動車の制動形式等のうち次のものは、当該並行輸入自動車のものと相違がないものでなければならない。
- 制動形式(ディスク、ドラム)
 - 制動力制御方式(A B S等の有無)
 - 制動倍力装置の有無
 - 制動倍力装置形式(真空式、液圧式、空気式)
 - 制動発生装置形式(マスターシリンダ)
 - 駐車ブレーキ操作方式(足踏式、ステッキ式、レバー式)
- (4) 事務所長等は、技術基準の試験成績書に記載されている試験成績が5 - 3 - 10 - 1(適用される技術基準)に規定する技術基準に適合し、かつ、(2)(制動装置に係る技術基準の試験成績書)にあっては、(2)及び(3)の規定に適合する場合は、当該並行輸入自動車が当該技術基準に適合していると判断する。
- (5) 事務所長等は、独立行政法人交通安全環境研究所が指定した外国の試験機関が発行した技術基準の試験成績書について、試験成績書に記載された試験データにより別表第1(同等外国基準等)に定める技術基準と同等とされている外国基準に適合していることが確認できる場合には、(1)の規定にかかわらず当該技術基準に適合していると判断する。なお、当該試験成績書を試験自動車以外の並行輸入自動車の試験成績書とする場合には、(2)及び(3)の規定を

準用する。

5 - 3 - 10 - 4 技術基準への適合性を証する書面の省略

- (1) 「指定自動車等と同一」又は「指定自動車等と類似」に区分される並行輸入自動車であって、当該並行輸入自動車の技術基準に係る構造・装置と該当する指定自動車等が適合している技術基準に係る構造・装置が同一である場合には、当該技術基準への適合性を証する書面を省略することができる。
- (2) 別表第1(同等外国基準等)中の、「細目告示別添の技術基準」欄に掲げる技術基準について、当該並行輸入自動車「技術基準への適合性を証する書面を省略できる場合」欄に該当する場合には、当該技術基準への適合性を証する書面を省略することができる。

5 - 3 - 10 - 5 特種用途自動車の技術基準の適用

特種用途自動車には、ベース車に適用される技術基準を適用する。

ただし、次のいずれかに該当する場合には、貨物自動車に適用される技術基準を適用する。

最大積載量500kgを超える特種用途自動車

「自動車の用途等の区分について(依命通達)」(昭和35年9月6日付け、自車第452号)4-1-3(1)に規定する特種用途自動車

【例】 の特種用途自動車の例

冷蔵冷凍車、販売車、現金輸送車、タンク車等

5 - 3 - 11 その他保安基準への適合性を証する書面

- (1) 事務所長等は、保安基準への適合性の判断に必要な場合に、タイヤ負荷率計算書、最大安定傾斜角度計算書、最小回転半径計算書、制動能力計算書、動力伝達装置の強度計算書、車枠強度計算書又はその他資料の提出を求めるものとする。
- (2) 事務所長等は、別添1「改造自動車審査要領」3.(1)から(9)までに該当する改造により装置が変更されていると申請があった並行輸入自動車にあつては、同要領の別表(改造自動車の届出先及び添付資料等一覧表)に掲げる添付資料のうち、装置の変更部位の保安基準への適合性の判断に必要な資料の提出を求めるものとする。
- (3) (1)又は(2)により事務所長等が提出を求めた場合を除き、その他保安基準への適合性を証する書面を省略することができる。

第6 書面審査の決裁

6 - 1 書面審査の起案

(1) 書面審査担当者は、次の区分毎に定める様式を用いて、起案を行う。

乗用自動車	第13号様式
乗合・貨物又は特種用途自動車	第14号様式
二輪自動車及び側車付二輪自動車	第15号様式
大型特殊自動車	第16号様式
被牽引自動車	第17号様式

(2) 書面審査担当者は、必要に応じ第18号様式(技術基準適合性審査表)を添付するものとする。

6 - 2 書面審査の決裁

6 - 1(書面審査の起案)により事務所長等の決裁を得たものは、書面審査が終了したものとする。

6 - 3 受付台帳への入力

事務所長等は、書面審査が終了したものについて、速やかに受付台帳に決裁年月日の入力を行う。

6 - 4 決裁書面等の保管

事務所長等は、書面審査が終了した届出書等を、新規検査等の申請があるまで保管する。

第7 現車審査

7 - 1 現車審査の実施

現車審査は、新規検査等の前日までに第6(書面審査の決裁)の処理が終了している並行輸入自動車について、規程2 - 7(審査の実施方法)及び本審査要領の規定に基づき実施する。

7 - 2 現車審査の保留

次の場合は、審査を保留する。この場合において、受検者に対しては、書面が未審査である旨を口頭で通告し、その理由を検査票2の備考欄に記載し、審査結果通知書の審査保留欄に押印等を行い、審査依頼元に通知する。

規程2 - 6(審査依頼書の受理)により審査依頼が行なわれたものであって、7 - 1(現車審査の実施)に該当しない場合

書面審査の内容と当該並行輸入自動車に相違がある場合であって、検査当日に処理することが困難であり、改めて第5による書面審査を必要とするような場合

7 - 3 不適切な改善

保安基準に適合させるための改善を施した部位であって、次に掲げるものは、保安基準に適合しないものとする。

規程 2 - 4 (不適切な補修等) に該当するもの

取り付けられた灯火器の配線が車体表面に出ているもの等、取り付けが不適切なもの

7 - 4 排出ガス試験結果成績表

- (1) 排出ガス試験結果成績表に記載されている一酸化炭素等発散防止装置、変速機、減速比 (書面審査により確認したものを除く。) が当該並行輸入自動車のものと同じでなければならない。

この場合にあつて、試験結果成績表中の変速機の別は次のとおりとする。

変速機の「手動」とは、動力伝達系統にトルクコンバータを有さず、かつ、変速段の切換を手動のみでおこなう変速機をいう。

変速機の「自動」とは、変速段の切換を自動的に行うことのできる変速機をいう。

- (2) 排出ガス試験結果成績表に記載されている等価慣性重量が当該並行輸入自動車のものと同じでなければならない。

7 - 5 熱害試験結果成績表

規程 4 - 5 1 - 1 - 2 (1) によるほか、熱害試験結果成績表に記載されている等価慣性重量及びコーションラベル等による取扱方法の表示が当該並行輸入自動車のものと同じでなければならない。

また、等価慣性重量は、7 - 4 (排出ガス試験結果成績表) (2) の取扱いに準じるものとする。

7 - 6 技術基準への適合性

5 - 3 - 1 0 - 4 (技術基準への適合性を証する書面の省略) により、当該書面を省略した場合であつて、次に掲げるものは、当該技術基準に適合しないものとする。

該当する指定自動車等の構造・装置と相違している場合

別表第 1 (同等外国基準等) の内容が確認できない又は相違している場合

7 - 7 二輪自動車等の緩衝装置

- (1) 前輪の緩衝装置のみにより車両の緩衝機能を有するように車台の製作者により製作され、後輪にはばねその他緩衝装置を備えていない状態で輸入された二輪自動車等 (緩衝装置が取り外されているものを除

く。)は、規程 4 - 2 1 - 1 (緩衝装置の装備要件)に適合するものとする。

- (2) 事務所長等は、車台の製作者が特定されず車名が「不明」となる二輪自動車等であって、前輪に緩衝装置を有し後輪にはねその他緩衝装置を備えていないものは、(1)に該当すると判断する。

7 - 8 最大積載量

- (1) 「指定自動車等と同一」又は「指定自動車等と類似」に区分される並行輸入自動車の最大積載量は、規程 4 - 1 0 3 (最大積載量)によるほか、当該指定自動車等の同一型式内の類別区分中の最も大きい軸重の許容限度、車両総重量及び最大積載量を超えない範囲で指定する。
- (2) (1)以外の並行輸入自動車の最大積載量は、規程 4 - 1 0 3 (最大積載量)によるほか、次の規定を順次適用して指定する。なお、から までの規定により指定できない場合は に定める資料の提出を求めるものとする。

米国連邦自動車安全基準又はカナダ自動車安全基準に適合している旨のラベルにより車両総重量及び軸重の許容限度が表示されている場合は、当該許容限度(最大積載量の許容限度が表示されている場合には、最大積載量の許容限度を含む。)を超えない範囲内

COC ペーパーにより車両総重量の許容限度が明確な場合は、当該許容限度を超えない範囲内

シリアル番号の解説により車両総重量の許容限度の範囲が判断できる場合は、当該範囲の最小の許容限度を超えない範囲内

から までの規定により指定できない場合は、当該並行輸入自動車の車両総重量若しくは軸重の許容限度又は最大積載量が明らかとなる資料における当該許容限度又は最大積載量を超えない範囲内

第 8 届出書等の保存期間

8 - 1 新規検査等が終了した届出書等の保存方法及び保存期間

- (1) 事務所長等は、新規検査等が終了した届出書等に検査終了年月日を記入し、検査終了年月日毎に綴り、新規検査等の日から 5 年間保存する。
- (2) 事務所長等は、複数の並行輸入自動車の記載がされた技術基準適合証明書の原本であって、写しの返付を行ったものについて、当該技術

基準適合証明書の原本が提出された日から10年間保存する。

8 - 2 届出書等の取下願出書の保存期間

事務所長等は、届出書等の取下願出書について、受理日から1年間保存する。

8 - 3 新規検査等終了後の受付台帳への入力

事務所長等は、新規検査等終了後、受付台帳に検査終了年月日等の必要事項の入力を行う。

8 - 4 新規検査等の申請がない届出書等

- (1) 事務所長等は、届出書等の受理日から1年を経過した後も新規検査等の申請がない場合には、届出者に対して第2号様式による取下願出書の提出を求め、届出者に届出書等を返却するよう努めるものとする。
- (2) 事務所長等は、届出書等の受理日から10年を経過した後も、新規検査等の申請又は取下願出書の提出が行われない場合には、届出書等を廃棄処分することができる。